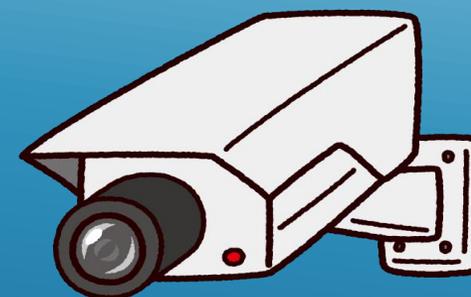


# 白山市安全で安心なまちづくり 防犯カメラ設置費補助事業の概要



白山市地域安全課

# 目次

- 1 目的
- 2 補助金の交付対象者
- 3 補助金の額
- 4 主な遵守事項
- 5 申込期間
- 6 申請の主な流れ
- 7 申請で用意する主な書類等

# 1 目的

防犯カメラの設置費補助事業は、白山市が安全で安心なまちづくりを推進するための一環として、屋外における防犯カメラの設置に補助金を交付することにより、防犯カメラの普及を促進し、犯罪抑止を図ることを目的とします。

## 2 補助金の交付対象者

(1) 次の①②③のいずれかに該当する場合は、補助金を受ける対象となります。

① 本市町内会

② 本市に住所を有し、かつ、自ら居住する専用住宅（一戸建てに限る。）の世帯主又はこれに準ずる者

③ 本市に住所を有する共同住宅等（アパート・マンション等。併用は除く。）の所有者又は管理者等

(2) 但し、上記のうち、次のいずれかに該当する者は補助の対象となりません。

① 市税に滞納があるとき。

② 白山市暴力団排除条例が遵守されていないと認められるとき。

# 3 補助金の額

## 補助金の額

(1) 町内会



防犯カメラの補助対象経費の補助率は「4分の3」、又は「15万円が上限」のいずれかの低い方の額

(2) 住宅等



「5千円」

- ※1 住宅等とは、自ら居住する一戸建て住宅の世帯主又は共同住宅等（アパート、マンション等。店舗併用は除く。）所有者及び管理者等をいいます。
- ※2 補助対象経費とは、防犯カメラ機器購入費、同設置費、同表示板設置費の合計（税込）をいいます。
- ※3 補助対象経費の合計は2万円（税込）以上が補助金交付の対象となります。
- ※4 同一の町内会等の申請回数、設置台数は、年度内1回・1台となります。

# 4 主な遵守事項

## (1) 町内会

- ① 町内会が防犯カメラを設置する場合、撮影区域の2分の1以上の面積は公共空間とします。
- ② 町内会住民の総意を得ていただきます。
- ③ 町内会用の「防犯カメラ設置及び運用自主規定」を策定していただきます。

※ 公共空間とは、道路、広場、公園等誰もが自由に利用又は通行できる空間をいいます。

## (2) 住宅等

- ① 住宅等が防犯カメラを設置する場合、自敷地内とし、撮影区域は、自敷地内と自敷地内に接続する公共空間とします。公共空間の撮影範囲は、その撮影区域の2分の1以上の面積とします。
- ② 共同住宅等（いわゆるアパート・マンション等）は、入居者の総意を得ていただきます。
- ③ 住宅等用の「防犯カメラ設置及び運用自主規定」を策定していただきます。

### (3) 町内会及び住宅等共通事項

- ① 防犯カメラの撮影範囲に住宅等が入る場合、当該住宅等の世帯主等の同意書を得ていただきます。
- ② 防犯カメラの設置情報は、捜査機関が必要とする場合、本市から捜査機関に提供させていただきます。
- ③ 防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが設置されていること及び設置者名の表示板を設置していただきます。

表示板イメージ



※ 上記(1)、(2)、(3)は主な遵守事項であり、その他事項がありますので「要綱」「設置及び運用基準」「手引き」の確認をお願いします。

# 5 申込期間

## 令和4年度の申込期間について

### (1) 町内会

令和4年度分のお申し込みの方は令和3年10月8日（金曜日）までに町内会長あてに配付した町内会防犯カメラ設置事業調査票の提出をお願いします。事後の提出の場合は対応できないことがありますので、ご了承ください。

### (2) 住宅等

令和4年度分のお申し込みの方は、令和5年3月31日（木曜日）までに防犯カメラの設置を完了できる方が対象となります。希望される方は事前申込票の提出をお願いします。

※事前申込票を提出後、設置申請の手続きになります。

# 6 申請の主な流れ

- 1 事前申込票の提出（事前に電話連絡をお願いします。）
- 2 防犯カメラ設置場所の検討・決定
- 3 町内会住民（アパート、マンション等は入居者）の総意が必要
- 4 防犯カメラ設置費補助金申請書の提出
- 5 防犯カメラ設置費補助金交付の決定
- 6 防犯カメラ設置工事着手・完成
- 7 防犯カメラ設置費補助事業完了書類の提出
- 8 防犯カメラ設置費補助金の請求
- 9 防犯カメラ設置費補助金の交付
- 10 その他「要綱」「設置及び運用基準」「手引き」の確認をお願いします。

# 7 申請で用意する主な書類等

- (1) 事前申込票（設置予定年月、同予定場所、設置理由）
- (2) 防犯カメラ設置費補助事業計画（目的、概要、工期等）
- (3) 防犯カメラ機器、設置工事費等の見積書
- (4) 防犯カメラ設置費補助事業の収支計算書
- (5) 防犯カメラ及び防犯カメラ設置表示板の場所が分かる図面又は写真、撮影範囲予定の写真
- (6) 町内会で防犯カメラを設置する場合、地域住民の同意を示す書類（総会決議書、議事録等）
- (7) マンション等で防犯カメラを設置する場合、入居者の同意を示す書類（入居者決議書、議事録等）
- (8) 防犯カメラの撮影範囲内にある住居等の世帯主又は所有者若しくは管理者等から得た同意書
- (9) 防犯カメラ設置及び運用自主規定
- (10) その他「要綱」「設置及び運用基準」「手引き」の確認をお願いします。

# お問い合わせ

白山市 市民生活部 地域安全課（市役所庁舎4階）

☎924-8688

白山市倉光二丁目1番地

電話：076-276-1111（代表）

電話：076-274-9537（直通）

FAX：076-274-9535

メール：[anzen@city.hakusan.ig.jp](mailto:anzen@city.hakusan.ig.jp)

お気軽にお問い合わせください。

